

定 款

沿 革	昭和 29. 6. 16	認 可	
	昭和 32. 8. 21	一部変更	(釜石支所設置)
	昭和 34. 2. 28	〃	(一関、宮古支所設置)
	昭和 34. 6. 18	〃	(第 7 条)
	昭和 35. 11. 24	〃	(大船渡出張所設置)
	昭和 36. 4. 1	〃	(第 7 条)
	昭和 37. 6. 19	〃	(第 18 条)
	昭和 38. 6. 29	〃	(第 3 条)
	昭和 38. 7. 1	〃	(第 7 条)
	昭和 40. 3. 4	〃	(第 7 条)
	昭和 40. 8. 5	〃	(第 13 条)
	昭和 41. 7. 28	〃	(福岡支所設置)
	昭和 42. 7. 28	〃	(第 7 条)
	昭和 42. 8. 16	〃	(第 7 条、第 8 条)
	昭和 43. 7. 4	〃	(水沢支所設置)
	昭和 45. 2. 10	〃	(第 7 条)
	昭和 47. 5. 10	〃	(第 13 条)
	昭和 47. 5. 11	〃	(二戸支所に名称変更)
	昭和 50. 10. 22	〃	(第 7 条)
	平成 2. 2. 16	〃	(収支差額変動準備金創設)
	平成 6. 2. 10	〃	(第 6 条第 2 項)
	平成 11. 2. 1	〃	(第 1 条、第 6 条、第 8 条)
	平成 11. 3. 31	〃	(第 6 条)
	平成 11. 11. 15	〃	(第 6 条)
	平成 12. 4. 12	〃	(第 6 条)
	平成 14. 3. 20	〃	(第 6 条)
	平成 14. 7. 16	〃	(第 12 条)
	平成 14. 12. 10	〃	(第 6 条)
	平成 16. 12. 22	〃	(第 17 条)
	平成 18. 1. 23	〃	(第 3 条)
	平成 19. 10. 17	〃	(第 6 条)
	平成 20. 9. 12	〃	(第 6 条、第 8 条)
	平成 21. 2. 2	〃	(第 6 条)
	平成 22. 6. 17	〃	(第 8 条)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本協会は、岩手県信用保証協会という。

(事 務 所)

第 3 条 本協会は、主たる事務所を盛岡市に置き従たる事務所を次の各地に置く。

釜石支所	釜石市
一関支所	一関市
宮古支所	宮古市
大船渡支所	大船渡市
二戸支所	二戸市
奥州支所	奥州市

(定款の変更)

第 4 条 この定款は、理事会の決議を以て変更することができる。

2. 前項の決議は、理事の過半数の出席によりその 3 分の 2 以上の者の同意によって行われなければならない。

(公 告)

第 5 条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示して行い、且つ、盛岡市に於て発行する岩手日報に掲載して行う。

第 2 章 業 務

(業 務)

第 6 条 本協会は、第 1 条の目的を達するために次の業務を行う。

1. 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
 2. 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
 3. 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 66 条第 1 号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
 4. 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務
- 2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。
1. 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行

する新株予約権の引受け

2. 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務
 - イ 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項第1号から第3号までに掲げる債権(以下この号において「特定金銭債権」という。)、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令(昭和28年政令第271号)で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け
 - ロ イの規定により譲り受けた債権の管理(当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)
 - ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言
 3. 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業(過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。)に必要な資金の出資
 4. 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務
- 3 本協会は、前項第2号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士(弁護士法人を含む。)を代理人とし、又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。)に委託するものとする。
- 4 この条において「中小企業者」とは、岩手県内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者をいい、「中小企業者等」とは、中小企業者、岩手県内に住所若しくは居所を有する者又は同県内において勤労に従事する者をいう。

(保証債務の最高限度)

- 第7条 本協会の保証債務額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出捐金及び次条に規定する金融機関等負担金の合計額の14倍とする。
2. 前項における「保証債務額」とは、保証債務の総額に10分の3を乗じて得た額とする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第8条 本協会は、組織変更により本協会成立のときにおける資産の総額を基本財産として管理する。
2. 毎事業年度の決算における当該事業年度の収支の差額の剰余は、その100分の50の範囲内で収支差額変動準備金として繰り入れることができ、収支の差額の欠損は収支差額変動準備金をもって補てんすることができるものとし、それらの繰り入れ又は補てん後の差額は当該事業年度末における基本財産の増加又は減少とする。
 3. 出捐金は、当該事業年度末の基本財産の増加とする。
 4. 本協会は、金融機関等負担金(第6条第1項に掲げる債務の保証をするための業務に係る資金に充てるための負担金をいう。)を受け入れ、これを基本財産に充てることができ

きる。金融機関等負担金は、当該事業年度末の基本財産の増加とする。

5. 収支差額変動準備金は、これを取り崩し基本財産に充てることができる。この振替額は、当該事業年度末の基本財産の増加とする。
6. 第 2 項から前項までに規定する場合を除くほか、本協会の基本財産は変更しないものとする。

(事業年度)

第 9 条 本協会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とする。

第 4 章 役 員

(定 数)

第 10 条 本協会の役員として理事 15 人以内、監事 3 人以内を置く。

(任 命)

第 11 条 理事及び監事は、学識経験者のうちから岩手県知事が任命する。

(任 期)

第 12 条 理事の任期は 3 年、監事の任期は 2 年とする。但し、理事及び監事は再任されることが出来る。

2. 理事又は監事の数が、理事 10 人以下、監事 2 人未満となったときは遅滞なく補欠の理事又は監事を定めなければならない。

補欠又は新たに任命された理事又は監事の任期は、現在の理事又は監事と同時に終了する。

3. 任期の満了又は辞任によって退任した理事又は監事は新たに定められた理事、監事が就任するまでなおその職務を行う。
4. 前 3 項の規定にかかわらず、理事及び監事の任期は、任期中の最終の事業年度の決算終了のときまで延長するものとする。

(会長、副会長、専務理事)

第 13 条 理事のうちから会長 1 人、副会長 1 人、専務理事 1 人及び常務理事 2 人を互選する。

2. 会長、副会長及び専務理事は本会を代表する。
3. 会長は、本会の業務を総理する。
4. 副会長は、会長を補佐して本協会の業務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を行う。
5. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長共に事故があるときは、その職務を行う。
6. 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、会長、副会長及び専務理事共に事故があるときは、その職務を行う。

(理 事 会)

第 14 条 本協会の業務は、理事の全員をもって組織する理事会の決議により処理しなければならない。

第 15 条 理事会は会長が招集する。

2. 理事の 3 分の 1 以上が会議の目的たる事項を示して会長に理事会の招集を請求したときは会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
3. 理事会は、この定款に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできない。
4. 理事会の議事は、この定款に別段の定めある場合を除いて、出席した理事の過半数の同意をもって決する。
5. 理事会の決議をなすべき場合において予め理事会の同意あるときは、書面による決議をもって理事会の決議に代えることができる。
6. 前項の書面に関する決議には理事会の決議に関する規定を準用する。
7. 決議の目的である事項につき理事全員が書面をもって同意を表したときは書面による決議があったものとする。

第 5 章 合 併 及 び 解 散

(合 併)

第 16 条 本協会は理事会の決議により合併することができる。

2. 前項の決議は理事の 3 分の 2 以上の同意によって行わなければならない。

(解散事由)

第 17 条 本協会は次の事由によって解散する。

1. 理事会の決議
 2. 合併
 3. 破産手続開始の決定
 4. 設立認可の取消し
2. 前項第 1 号の決議は前条第 2 項の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第 18 条 本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを協会に対する資金、その他財産の出捐者に対し、出捐の額に応じ、且つ、その出捐の額を限度として分配するものとする。

2. 前項の規定による分配の結果、なお残余財産があるときは、その財産は岩手県に帰属する。